

いじめの防止等のための基本的な方針【縮小版】

須賀川市立長沼中学校

第一部 「いじめ」とは何か・・・長沼中の教職員全員が共通理解し「いじめ」防止に努めます

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法〔平成29年3月14日改訂〕第二条より）

2 いじめ防止に関する長沼中学校の基本理念

- (1) いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- (2) いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- (4) 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校作り・学級作りを目ざさなければならない。
- (5) もし、いじめが起きてしまった場合、いじめをうけた子どもの心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していかなければならない。

第二部 3つのいじめ対応・・・長沼中学校は、この3つを組織的に行ってまいります

1 未然防止・・・いじめを生まない土壌づくり

(1) 明るく楽しい学校・学級づくり

- ① 未然防止の基本は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。いじめ防止のための特別な訓練や指導が必要というわけではない。いじめを許さない雰囲気作りが大切である。
- ② 子どもとのふれあいができるよう教職員の勤務時間には余裕が持てるよう配慮する。

(2) 子どもの心を揺さぶる道徳教育

- ① 子どもたちの心が揺さぶられる教材や資料に出会うことで、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながる。
- ② 子どもの道徳的判断力の低さを感じた場面での「場の指導」も大切である。

(3) 感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- ① 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりにより、「楽しい授業」「わかる授業」を実現する。
- ② 様々な体験活動により子どもたちは達成感や感動を味わい、他者、社会、自然と直接かかわり、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、体得していくことができる。

2 早期発見・・・子どもの変化を敏感に察知

(1) 何よりもまず日々のふれあいと観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効である。

(2) 生活ノートや家庭学習ノートなどは子どもと家庭の窓

生活ノートや家庭学習のノートなどは、担任と子ども・保護者が信頼関係を構築するうえで重要なものである。特に、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

(3) 教育相談は、人間関係づくりから

日常生活の中での声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。その上で、定期的な教育相談週間等を実施することが大切である。

(4) 毎月アンケート調査を実施

アンケートの実施方法については、いじめも含め学校生活全般に関する内容として、記名による調査とし、実施後にすぐに内容を確認し、いじめの訴えがあった場合は早急に対応する。

3 早期対応・・・問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応

(1) 正確な実態把握 ※(1)～(5)は一連の流れとして対応する

- ① 当事者双方、周りの子どもから聴き取り記録する。食い違い等を確認しながら進める。
- ② ただ注意や説教、謝らせることだけで終わらせない。
- ③ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ④ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像をつかむ。



(2) 指導体制、方針の決定→公表

- ① 情報を整理し、すべての教職員の共通理解を図る。
- ② 対応する教職員の役割分担を考える。
- ③ 市教委へ報告し、関係機関との連携を図る。
- ④ プライバシー等を配慮しながら、すべての保護者にできる範囲で公表する。



(3) 子どもへの指導・支援

- ① いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。



(4) 被害生徒の保護者との連携協力

- ① 直接会って、具体的な対策を話す。
- ② 問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもって話し合う。



(5) 中・長期的な事後対応

- ① いじめに関わった子どもたちへ継続的に指導や支援を行う。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し心のケアにあたる。
- ③ 心の教育の充実を図り、誰もが生かされる学校・学級経営を行う。

(6) 「重大事態」の判断と対応

- ① 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じるなど、学校だけでは解決が困難と判断された場合には、ためらわずに「重大事態」として市教委に報告・相談をする。
- ② 校外の専門的な知識や経験を有する第三者を含む「学校いじめ調査委員会」を立ち上げ、いじめの被害者や加害者、全校生への指導と並行して、重大事態の原因や背景等を調査するとともに、今後の指導方針等について、市教委の指導・助言をうけながら話し合い、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- ③ 市教委の判断により「第三者委員会」が立ち上げられた場合、委員会の調査に全職員で協力するとともに、いじめ事案に関係する生徒も関係しない生徒にも配慮した教育活動を継続する。
- ④ 重大事態が起きてしまった時こそ、原点に立ち返り、いじめを生まない、いじめを許さない学校づくりを目指し、正常な教育活動のできる学校の立て直しに教職員全員が全力で取り組む。